三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。
二　第二十四条第二号の火薬庫の構造	二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。
三　［略］	三　［略］
四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　火薬庫の保安距離の基準	1　第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
2　地上式一級火薬庫の基準	
一　第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。
二　第二十四条第二号の火薬庫の構造	二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。
三　［略］	三　［略］
四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。